

令和 8 年 度

すりかみ浄水場管理本館浄化槽用鋳鉄蓋修繕工事

設 備 水 質 係

福島地方水道用水供給企業団

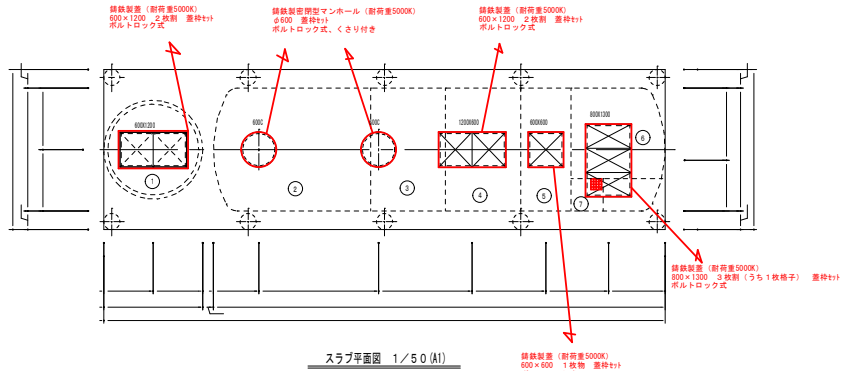
令和8年度 契約第 号 設 計 書

作成 令和8年4月6日

工 事 名	すりかみ浄水場管理本館浄化槽用鋳鉄蓋修繕工事			事 務 局 長		
工 事 箇 所	福島市飯坂町沼ノ上1番地の1			次 長		
設 計 金 額		工事期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	120 日間	技 術 管 理 者 電 気 主 任 技 術 者	
起工・変更理由	浄化槽法第11条に基づく法定検査の検査項目の「外観検査」に抵触する可能性があるため、指摘のあった部分の修繕をするもの。 ・ 鋳鉄蓋（原水ポンプ槽、第1接触ばっ気槽） 2組 ・ 鋳鉄蓋（第2接触ばっ気槽） 1組 ・ 鋳鉄蓋（沈殿槽・消毒槽） 1組 ・ 密閉型マンホール蓋（第1沈澱分離槽、第2沈澱分離槽） 2組			工 事 仕 様 概 要	○	○
						下水道用設計標準歩掛表[ポンプ・処理場] ○ 建築関係工事共通仕様書(福島県土木部) ○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ○ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ○ 公共建築工事共通費積算基準 ○ 公共建築工事標準単価積算基準 ○ 公共建築工事積算基準等資料
					係 長 照 査	
					検 算 設 計	

当初浄化槽仕様

計画汚水量	: 10.0 m ³ /日
処理対象人員	: 50人
処理方式	: 分離接触ばっ気方式 (建設省告示第1292号 第1の四)
流入水質	: BOD ppm 200
放流水質	: BOD ppm 20
品番	: STGC-50B

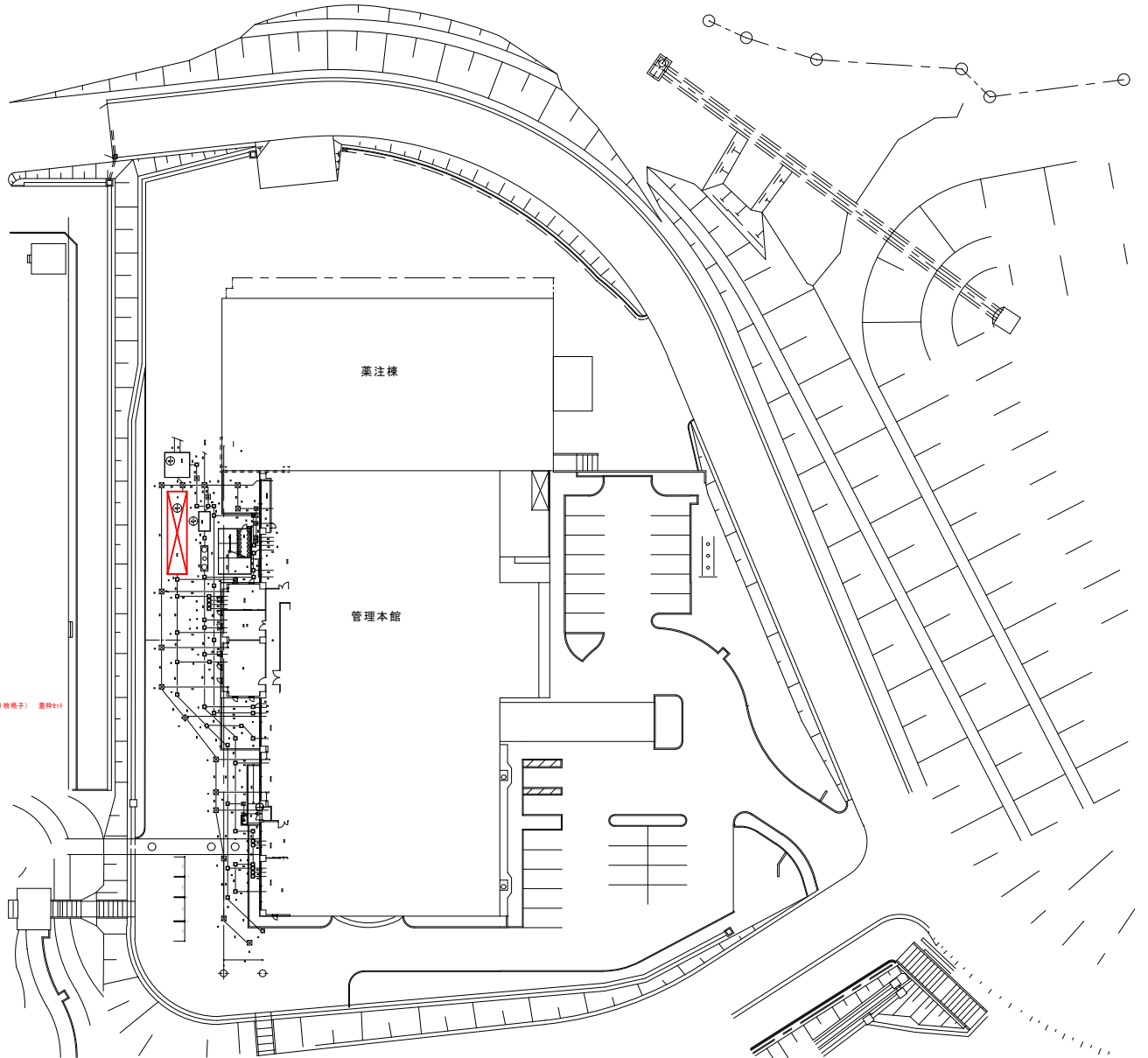


★工事概要

浄化槽蓋の枠および桁を含む取替工事
 蓋周辺のコンクリート削りおよびコンクリート打設を含む
 コンクリート範囲は施工が可能な必要最低限の範囲でよい
 ポルトロックに使用するボルトは新しくすること
 既設の撤去品に関しては工事で処分すること

容量表

No.	槽名	有効容量
①	原水ポンプ槽	1.850 m ³
②	第1次脱分層槽	9.996 m ³
③	第2次脱分層槽	5.013 m ³
④	第1接触ばっ気槽	5.049 m ³
⑤	第2接触ばっ気槽	3.366 m ³
⑥	次脱槽	2.371 m ³
⑦	消臭槽	0.436 m ³



全体平面図 1/300 (A1)

令和8年度			
工事名	すりかみ浄水場管理本館浄化槽用鋼鉄蓋修繕工事		
図面	平面図、設備図		
工事個所	福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1		
縮尺	NS	図面番号	1/1 Ⅱ-1
作成年月日	令和8年3月		
福島地方水道用水供給企業団			

Table with columns for project items (工事項目) and remarks (特記事項). Includes sub-tables for equipment types like air conditioning and fire protection.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like concrete work, electrical equipment, and piping.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like central air conditioning, fire extinguishers, and fire alarm systems.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like design temperature, cooling capacity, and ductwork.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like wind speed measurement, fan speed, and fire protection.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like water storage, water supply, and fire extinguishers.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire protection, fan speed, and temperature control.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like pressure, fire extinguishers, and fire alarm systems.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire extinguishers, fire alarm systems, and fire extinguishers.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire protection, fan speed, and temperature control.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like pressure, fire extinguishers, and fire alarm systems.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire extinguishers, fire alarm systems, and fire extinguishers.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire protection, fan speed, and temperature control.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like pressure, fire extinguishers, and fire alarm systems.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire extinguishers, fire alarm systems, and fire extinguishers.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire protection, fan speed, and temperature control.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like pressure, fire extinguishers, and fire alarm systems.

Table with columns for equipment types (機械設備) and remarks (特記事項). Lists items like fire extinguishers, fire alarm systems, and fire extinguishers.

<p>1 資材調達</p> <p>2 労働者確保</p>	<p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費用に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="224 143 750 215"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 本工事は元請業者が必ずする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す事項(以下「実績変更対象関係費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実地が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象関係費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」とする。</p> <p>常備費(共通仮設費における仮設建物費)：労働者送迎費・借上料・借上費 労働管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食料・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工費に含まれない作業員及び作業被服等の費用・安全・衛生等に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象関係費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象関係費(常備費)：設計書に積上げられた金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象関係費(労働管理費)の割合： %</p> <p>(3) 受注者は、実績変更対象関係費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象関係費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象関係費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5) 発注者は、実績変更対象関係費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象関係費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7) 受注者は、実績変更対象関係費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等				<p>1 準備期間確保工事</p> <p>2 フレックス工事</p> <p>3 着工届の提出</p> <p>4 コリンスの登録</p> <p>5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</p> <p>6 その他</p> <p>準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日まで別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるとする。</p> <p>フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日まで別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンス登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>準備期間中は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>
資材名	規格	調達地域等						

<p>15 工事区分</p> <p>施工条件</p>	<p>別表-1 設備工事との工区分表</p> <p>別表-1の記入上の注意：「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合は・を○に変え、※を・に変えること。また、労働を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 内 容</th> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">機械の基礎</td> <td>電気関係</td> <td>配電盤・制御盤の基礎 ※</td> <td>屋内 ※</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>屋外 ※</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="10">開口部</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電気配管配線</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="10">ガス配管配線</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工 事 内 容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他	機械の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎 ※	屋内 ※				屋外 ※																																		開口部																																									電気配管配線																																									ガス配管配線																																									その他																																								
工 事 内 容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他																																																																																																																																																																																																															
機械の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎 ※	屋内 ※																																																																																																																																																																																																																
			屋外 ※																																																																																																																																																																																																																
開口部																																																																																																																																																																																																																			
電気配管配線																																																																																																																																																																																																																			
ガス配管配線																																																																																																																																																																																																																			
その他																																																																																																																																																																																																																			

<p>15 施工条件</p> <p>1 工程関係</p> <p>2 施工時期 施工時間 施工方法</p> <p>3 他機関との協議</p> <p>4 工事用地</p> <p>5 公害対策</p> <p>6 安全対策</p> <p>7 その他</p>	<p>※調整 無し</p> <p>※別表工事との工程調整が必要 有り</p> <p>調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 建設機械等の調整</p> <p>・ 施工順序の調整 ・ 図示による ・ その他 ()</p> <p>※制限 無し</p> <p>※制限 有り</p> <p>制限する工程名 ()</p> <p>・ 施工時間 (・ 土日祝日のみ ・ 図示による ・ その他 ())</p> <p>・ 施工時間 (・ 時～ 時まで ())</p> <p>・ 施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日</p> <p>・ 有 (・ 年 月 日 ・ 別紙のとおり)</p> <p>・ 無 ()</p> <p>工事を施工しない時間帯</p> <p>・ 有 (・ : ~ : ・ 別紙のとおり)</p> <p>・ 無 ()</p> <p>協議が必要な機関名 ()</p> <p>協議完了見込み時期 ()</p> <p>・ 下記以外は図示等による。</p> <p>(1) 工事車両の駐車場 (※構内 ())</p> <p>(2) 資材置き場 (※構内 ())</p> <p>(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場等 (※構内 ())</p> <p>・ 仮設ヤード ※無し ・ 有り (※図示による ())</p> <p>※施工方法の制限 無し</p> <p>・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 ()</p> <p>・ 施工方法等 ()</p> <p>・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・ 事業損失防止に関する調査</p> <p>・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定</p> <p>・ その他 ()</p> <p>・ 調査場所 ()</p> <p>・ 図示による ・ 別途協議</p> <p>・ 調査時期 ()</p> <p>・ 図示による ()</p> <p>近接公共施設等に対する制限</p> <p>・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ())</p> <p>・ 制限を受ける工程 ()</p> <p>※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。</p> <p>※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>	<p>福島地方水道用水供給企業団 電話 024-541-4100 FAX 024-541-4180 住所 福島県福島市飯坂町字沼ノ上1-1</p>
--	---	---

<p>設計年月：令和8年4月</p>	<p>工事名称</p> <p>すりかみ浄水場管理棟浄化槽用排気機修繕工事</p>	<p>図面名称</p> <p>機械設備工事特設仕様書(2)</p>	<p>仕様書③</p>
--------------------	--	-----------------------------------	-------------

<p>1 内容</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ仕様を満たす快通トイレを設置することを標準とする。(詳細は技術管理課ホームページ『快通トイレの設置について』『土木部発注工事における快通トイレの設置に関する運用』を参照のこと) 現場に快通トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。 現場環境(工事期間、周辺環境、労働者状況等)を踏まえ、上記標準設置基数以上の快通トイレを設置する場合は、あらかじめ受注者は協議を行い、決定すること。 また、実際に現場へ快通トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。</p>	<p>21 企業団独自共通仕様</p>	<p>○現場代理人の兼任を申請する場合は福島県または構成団体の申請様式を参考とする。 ○受注者の工事完成物の保証期間及び納品機材の保証期間は最低1年間とする。 ○保証開始日選し目とする。 ○受注者は、発注者の工事請負契約約款に定めるもののほか、下表の書類を提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="952 191 1433 678"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>契約書類(様式名)</th> <th>提出先</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>契約書</td><td>発注者</td><td>契約締結後1日以内</td><td>様式1</td></tr> <tr><td>2</td><td>仕様書</td><td>発注者</td><td>契約締結後1日以内</td><td>様式2</td></tr> <tr><td>3</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第1号</td></tr> <tr><td>4</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>工事完成後2ヶ月以内</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第2号</td></tr> <tr><td>5</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第3号</td></tr> <tr><td>6</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第4号</td></tr> <tr><td>7</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第5号</td></tr> <tr><td>8</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第6号</td></tr> <tr><td>9</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第7号</td></tr> <tr><td>10</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第8号</td></tr> <tr><td>11</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第9号</td></tr> <tr><td>12</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第10号</td></tr> <tr><td>13</td><td>7条 下付関係書(一覧表)</td><td>発注者</td><td>作業に着手せよとする時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第11号</td></tr> <tr><td>14</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>契約締結後1日以内</td><td>様式3-1～様式3-4</td></tr> <tr><td>15</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>様式3-5～様式3-7</td></tr> <tr><td>16</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第12号</td></tr> <tr><td>17</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第13号</td></tr> <tr><td>18</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第14号</td></tr> <tr><td>19</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第15号</td></tr> <tr><td>20</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第16号</td></tr> <tr><td>21</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第17号</td></tr> <tr><td>22</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第18号</td></tr> <tr><td>23</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第19号</td></tr> <tr><td>24</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第20号</td></tr> <tr><td>25</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第21号</td></tr> <tr><td>26</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第22号</td></tr> <tr><td>27</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第23号</td></tr> <tr><td>28</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第24号</td></tr> <tr><td>29</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第25号</td></tr> <tr><td>30</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第26号</td></tr> <tr><td>31</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第27号</td></tr> <tr><td>32</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第28号</td></tr> <tr><td>33</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第29号</td></tr> <tr><td>34</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第30号</td></tr> <tr><td>35</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第31号</td></tr> <tr><td>36</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第32号</td></tr> <tr><td>37</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第33号</td></tr> <tr><td>38</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第34号</td></tr> <tr><td>39</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第35号</td></tr> <tr><td>40</td><td>10条 労働安全衛生法関係書類</td><td>発注者</td><td>その時</td><td>企業団請負工事監事事務処理要領様式第36号</td></tr> </tbody> </table>	No.	契約書類(様式名)	提出先	提出時期	備考	1	契約書	発注者	契約締結後1日以内	様式1	2	仕様書	発注者	契約締結後1日以内	様式2	3	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第1号	4	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	工事完成後2ヶ月以内	企業団請負工事監事事務処理要領様式第2号	5	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第3号	6	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第4号	7	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第5号	8	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第6号	9	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第7号	10	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第8号	11	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第9号	12	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第10号	13	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第11号	14	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	契約締結後1日以内	様式3-1～様式3-4	15	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	様式3-5～様式3-7	16	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第12号	17	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第13号	18	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第14号	19	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第15号	20	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第16号	21	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第17号	22	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第18号	23	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第19号	24	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第20号	25	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第21号	26	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第22号	27	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第23号	28	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第24号	29	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第25号	30	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第26号	31	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第27号	32	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第28号	33	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第29号	34	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第30号	35	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第31号	36	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第32号	37	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第33号	38	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第34号	39	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第35号	40	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第36号	<p>22 企業団独自特記仕様</p> <p>○ 1 工事概要</p> <p>○ 2 対象機器、設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽(原水ポンプ槽、第1接触ばっ気槽) 2組 ・ 浄化槽(第2接触ばっ気槽) 1組 ・ 浄化槽(脱臭槽・汚濁槽) ・ 密閉型マンホール蓋(第1沈澱分離槽、第2沈澱分離槽) 2組 <p>○ 3 施工概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽蓋の枠および桁を含む取替工事 ・ 蓋周辺のコンクリート新り及びコンクリート打設を含む ・ コンクリート範囲は施工が可能な最低限の範囲でよい ・ ボルトロックに使用するボルトは新しくすること ・ 既設の機去品に関して施工内で処分すること ・ 詳細な取付位置、仕様については別途協議によるものとする。
No.	契約書類(様式名)	提出先	提出時期	備考																																																																																																																																																																																																													
1	契約書	発注者	契約締結後1日以内	様式1																																																																																																																																																																																																													
2	仕様書	発注者	契約締結後1日以内	様式2																																																																																																																																																																																																													
3	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第1号																																																																																																																																																																																																													
4	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	工事完成後2ヶ月以内	企業団請負工事監事事務処理要領様式第2号																																																																																																																																																																																																													
5	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第3号																																																																																																																																																																																																													
6	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第4号																																																																																																																																																																																																													
7	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第5号																																																																																																																																																																																																													
8	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第6号																																																																																																																																																																																																													
9	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第7号																																																																																																																																																																																																													
10	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第8号																																																																																																																																																																																																													
11	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第9号																																																																																																																																																																																																													
12	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第10号																																																																																																																																																																																																													
13	7条 下付関係書(一覧表)	発注者	作業に着手せよとする時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第11号																																																																																																																																																																																																													
14	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	契約締結後1日以内	様式3-1～様式3-4																																																																																																																																																																																																													
15	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	様式3-5～様式3-7																																																																																																																																																																																																													
16	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第12号																																																																																																																																																																																																													
17	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第13号																																																																																																																																																																																																													
18	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第14号																																																																																																																																																																																																													
19	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第15号																																																																																																																																																																																																													
20	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第16号																																																																																																																																																																																																													
21	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第17号																																																																																																																																																																																																													
22	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第18号																																																																																																																																																																																																													
23	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第19号																																																																																																																																																																																																													
24	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第20号																																																																																																																																																																																																													
25	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第21号																																																																																																																																																																																																													
26	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第22号																																																																																																																																																																																																													
27	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第23号																																																																																																																																																																																																													
28	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第24号																																																																																																																																																																																																													
29	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第25号																																																																																																																																																																																																													
30	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第26号																																																																																																																																																																																																													
31	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第27号																																																																																																																																																																																																													
32	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第28号																																																																																																																																																																																																													
33	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第29号																																																																																																																																																																																																													
34	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第30号																																																																																																																																																																																																													
35	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第31号																																																																																																																																																																																																													
36	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第32号																																																																																																																																																																																																													
37	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第33号																																																																																																																																																																																																													
38	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第34号																																																																																																																																																																																																													
39	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第35号																																																																																																																																																																																																													
40	10条 労働安全衛生法関係書類	発注者	その時	企業団請負工事監事事務処理要領様式第36号																																																																																																																																																																																																													
<p>18 再生資源利用促進計画</p>	<p>○ 1 再生資源利用計画書 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>○ 2 再生資源利用促進計画書 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設廃合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>○ 4 施工計画書</p>	<p>○ 施工計画書は、次の事項について作成すること。 ・ 工事概要 ・ 実施工程表 ・ 現場組織表 ・ 緊急時の連絡体制及び対応 ・ 施工方法 ・ 主要資材 ・ 作業者、作業員、器具及び消耗品の一覧表 ・ 測定機及び試験機の一覧表 ・ 社内検査体制及び社内検査員の経歴書 ・ 安全管理、品質管理及び出来形管理 ・ 安全衛生管理(安全対策) ・ その他必要書類</p> <p>○ 監督員との打合せ及び連絡事項について、その議事録を作成し提出しなければならない。</p>																																																																																																																																																																																																														
<p>19 総合評価方式における技術提案書の確認</p>	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について 総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者に確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があること、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>	<p>○ 5 打合せ議事録</p> <p>○ 6 完成図書</p>	<p>○ 完成図書は、次の事項で構成すること。 ・ 工事写真 ・ 竣工図 ・ 機器完成図書 ・ 機器試験成績書(メーカーによるもの) ・ 現場試験成績書(仕様書に定められた項目及び受注者規定によるもの) ・ 取説説明書(製品に添付するもの等) ・ 保証書 ・ 官公庁等への届け出の原本 ・ 電気関係(工事写真、竣工図) jwm形式 ・ その他必要とされるもの</p> <p>○ 水道法第21条及び水道法第21条に基づく健康診断実施要項に基づき必要書類を提出すること。</p> <p>○ 本工事は、部分的な設備の短期間の施工であるため、設計に4週8体以上を確保する場合の補正は適応していない。</p> <p>○ 受注者は、必ず施工前に現地の調査、照会を全数行い、設計図書の確認をしなければならない。 なお、受注者の確認不足等の理由による責は、受注者負担による復旧とする。</p>																																																																																																																																																																																																														
<p>20 熱中症対策</p>	<p>(1) 工期・工程等 ・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間 ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工場の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が3以上となった時間を算定し、日数を算定したものを年平均引いたもの。 iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値が3以上となり、かつ受注者が契約工事単位で作業を中断し、又は現場を所留した時間を算定し、日数に換算したもの(小気点以下第一位を当該日とする。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="291 1324 604 1436"> <thead> <tr> <th>建設現場指定内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>県北</td><td>茂庭、栗川、福島、葛城、二本松</td></tr> <tr><td>県中</td><td>船引、郡山、湯本、山形新町、石川</td></tr> <tr><td>県南</td><td>白河、栗山</td></tr> <tr><td>茨城野田</td><td>茨城、野田</td></tr> <tr><td>喜多方</td><td>松原、喜多方、西会津、猪苗代</td></tr> <tr><td>前原庄</td><td>大町、前原、田島、猪苗代</td></tr> <tr><td>相模</td><td>相馬、新井、川内、秋田</td></tr> <tr><td>いわき</td><td>山田、小笠原</td></tr> </tbody> </table>	建設現場指定内	観測地点	県北	茂庭、栗川、福島、葛城、二本松	県中	船引、郡山、湯本、山形新町、石川	県南	白河、栗山	茨城野田	茨城、野田	喜多方	松原、喜多方、西会津、猪苗代	前原庄	大町、前原、田島、猪苗代	相模	相馬、新井、川内、秋田	いわき	山田、小笠原	<p>○ 7 保函検査</p> <p>○ 8 週休2日促進</p> <p>○ 9 事前調査に関する特記</p>		<p>工事名称 すりかみ浄水場管理本館浄化槽用錆鉄蓋修繕工事</p> <p>図面名称 電気設備工事特記仕様書(3) 仕様書④</p>																																																																																																																																																																																											
建設現場指定内	観測地点																																																																																																																																																																																																																
県北	茂庭、栗川、福島、葛城、二本松																																																																																																																																																																																																																
県中	船引、郡山、湯本、山形新町、石川																																																																																																																																																																																																																
県南	白河、栗山																																																																																																																																																																																																																
茨城野田	茨城、野田																																																																																																																																																																																																																
喜多方	松原、喜多方、西会津、猪苗代																																																																																																																																																																																																																
前原庄	大町、前原、田島、猪苗代																																																																																																																																																																																																																
相模	相馬、新井、川内、秋田																																																																																																																																																																																																																
いわき	山田、小笠原																																																																																																																																																																																																																
<p>福島地方水道用水供給企業団 電話 024-541-4100 FAX 024-541-4180 住所 福島県福島市飯坂町字沼ノ上1-1</p>			<p>設計年月: 令和8年4月</p>																																																																																																																																																																																																														